

# 上海市専利紛争処理と調停の規定

2005年9月13日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 上海市專利紛争処理と調停の規定

2005-9-13

## 第一章 総則

第一条 効果的に專利紛争の処理と調停を行い、專利権者の合法的な權益を保障するため、『中華人民共和国專利法』、『中華人民共和国專利法実施細則』、『上海市專利保護条例』及び関連法律、法規に基づき、本規定を制定する。

第二条 上海市知識産権局(以下、市知識産権局と略称)は、專利紛争の処理と調停を行う職能部門である。

区(県)知識産権局は專利紛争を調停し、市知識産権局の專利紛争処理に協力する。

第三条 專利紛争の処理と調停は、事実を根拠に、法律を基準として、公正と適時の原則を順守しなければならない。

第四条 專利権侵害紛争の処理と專利紛争の調停を行う案件担当職員は、国家知識産権局または上海市人民政府より頒布された行政法執行証明を所持しなければならない。

## 第二章 專利権侵害紛争の処理

第五条 市知識産権局に專利権侵害紛争の処理を申請する場合、下記の要件に適合しなければならない。

- (一)申請者が專利権者又は利害関係者であること;
- (二)明確な被申請者が存在しており、具体的な申請事項と関連証拠があること;
- (三)当事者が当該專利権侵害紛争について市中級人民法院に訴訟を提起していないこと;
- (四)侵害行為が当市の行政区域内で発生したこと

本条第一項第(一)号の利害関係者には、專利実施許諾契約の被許諾者、專利権の合法的な相続人を含む。專利実施許諾契約の被許諾者のうち、独占的実施許諾契約の被許諾者は単独に申請を提出できる;排他的実施許諾契約の被許諾人は、專利

権者が申請を提出しない状況の下でも単独に申請を提出できる；契約書に別途約定がある場合を除き、通常実施許諾契約の被許諾者は単独に申請を提出できない。

第六条 市知識産権局に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、以下の材料を提出しなければならない。

(一)申請者が記入し且つ署名又は捺印をしてある申請書。

(二)国家知識産権局より公告された関連専利権の専利明細書と直近一回分の年金領収書。

(三)申請者が法人である場合、法人資格証明を提出しなければならない；申請者が個人である場合、本人の身分証明を提出しなければならない、申請者が専利権の相続人である場合、本人の身分証明を提出する他、専利権を合法的に相続することを証明する公証書類を提出しなければならない；申請者が、専利実施許諾契約の被許諾者である場合、国家知識産権局又はその授權を受けた地方知識産権局によって登記された専利実施許諾契約書の副本を合わせて提出しなければならない。

申請者が、中華人民共和国領域内に住所地もしくは営業所を有さない外国人又は外国企業であり、その提出した法人資格証明、授權委託代理書等証拠材料が中華人民共和国領域外で形成された場合、当該証拠材料を所在国の公証機関で公証しなければならない、且つ当該国に駐在する中華人民共和国の大使館・領事館によって認証されなければならない。

(四)被申請者が専利権者の許諾を得ずにその専利を実施したと証明できる書類証明、物品証明、視聴資料、証人の証言、鑑定結論等の関連証拠。

第七条 当事者は提出した書類及び証拠材料を一々分類して番号をつけ、証拠材料の供給源、証明する対象と内容に関する概略説明を記載して、署名・捺印し提出日を明記しなければならない。副本は、相手方の人数分に応じた部数を提出しなければならない。

当事者が提出する証拠材料は、原本又は原物でなければならない。証拠の原本又は原物を自ら保存する必要がある、もしくは原本や原物の提出が確かに困難である場合、市知識産権局により相違がないよう確認された複製書類或いは複製品を提出できる；当事者が提出した外国語の書類証明又は外国語の明細書資料には、中国語訳文を添付しなければならない。

第八条 市知識産権局は当事者が提出した申請書と証拠材料を受領した後、領収

書を発行し、受領した申請書と証拠の名称、数量及び受領した時間を明記し、受領者がそれに署名しなければならない。

第九条 市知識産権局は、専利権侵害紛争の処理を申請する申請書と証拠材料を受領した日より5日間以内に、受理するか否かの決定を行わなければならない。且つそれを書面によって申請者に通知する。申請者が提出した証拠材料が完全でない場合、市知識産権局は証拠材料を揃えるよう要求できる。

第十条 市知識産権局は、専利権侵害紛争の処理申請案件を登記して受理した後、3名或いは3名以上の奇数の担当職員を指定して当該専利権侵害紛争の処理を行わせる。

専利権侵害紛争を処理する担当職員に以下の事情のいずれかがある場合、自ら忌避し、当事者もその忌避を申し立てることができる。

- 一、本案件の当事者、代理人の近い親族である場合；
- 二、本案件と利害関係がある場合；
- 三、本案件の当事者とその他の関わりがあり、本案件の公正な処理に影響を及ぼす恐れがある場合。

当事者は忌避を申し立てる場合、理由を説明しなければならない。当事者が口頭により忌避を申し立てる場合、担当職員は、陳述記録を作成しなければならない。市知識産権局は、申し立てた日より3日間以内に忌避の申立に口頭又は書面で回答しなければならない。忌避の被申立人は、市知識産権局が忌避するか否かについて決定する前に、本案件への参与を一時的に停止しなければならないが、緊急措置を必要とする案件は除外する。

第十一条 担当職員は、案件登記後の5日間以内に、答弁通知書と申請書副本を被申請者に送付しなければならない。被申請者は申請書副本を受領後15日間以内に答弁書と関連証拠を提出しなければならない。

被申請者が期限を超えても答弁書を提出しない場合、処理手続きの進捗に影響を及ぼさない。

被申請者が答弁書を提出した場合、市知識産権局は受領日より7日間以内に、答弁書を申請者に送付しなければならない。

第十二条 市知識産権局が受理した実用新案、意匠の専利権侵害紛争案件につ

いて、被申請者が答弁期限内に書面により処理の中止を要請し、且つ専利権の無効審判請求書副本及び費用納付証票を提出した場合、市知識産権局は処理を中止し、且つ書面で当事者に通知しなければならない、国家知識産権局専利複審委員会の審決が発効した後、処理を再開するものとする。但し、以下の事情のいずれかがある場合は、処理を中止しなくてもいい。

(一) 申請者が提出した国家知識産権局により作成された検索報告に、実用新案特許の新規性と進歩性の喪失を招く技術文献を発見しなかった場合；

(二) 被申請者の提供した証拠は、その使用した技術が既に公知であると証明することに足る場合；

(三) 被申請者が当該専利権の無効審判に提供した証拠又は根拠とした理由が、明らかに不足している場合。

第十三条 市知識産権局が受理した実用新案、意匠の特許権侵害紛争案件について、被申請者が答弁期間満了後に書面により中止を申請し、且つ当該専利権の無効審判請求受理通知書副本等の書類を提出した場合、市知識産権局は処理を中止しないものとするが、審査を経て処理を中止する必要があると認められたものは除外する。

第十四条 市知識産権局が受理した発明特許権の侵害紛争案件又は国家知識産権局専利複審委員会の審理を経てその特許権を維持した実用新案、意匠特許権の侵害紛争案件について、被申請者が処理期限内に無効審判請求し且つ中止を申し立てた場合、市知識産権局は処理を中止しなくてもいい。

第十五条 市知識産権局は専利権侵害紛争の処理にあたって、案件の状況に応じて必要によって口頭審理を行うか否かを決定できる。口頭審理を行うと決定した場合、口頭審理の 7 日前までに当事者に通知しなければならない。紛争当事者は、正当な理由により参加できない場合、口頭審理の 3 日前に市知識産権局へ申し出なければならない；当事者が正当な理由なく参加を拒否し、許可を得ずに途中で口頭審理を脱退し、又は市知識産権局に通知せずに元住所地を移転した場合、申請者に対して申請撤回として処理し、被申請者には欠席として処理する。

第十六条 市知識産権局で口頭審理を行う際、関連証拠に対して反対尋問を行い、且つ口頭審理の参加者と審理要領を記録しなければならない、当事者に間違いのないよう確認させた後、参加者と案件担当職員が署名し日付を明記する。

第十七条 市知識産権局は当事者の申請に応じ、当事者及びその代理人が客観

的な原因により自ら収集できない証拠材料を調査、収集できる。関連する単位と個人は、事実に従って証拠材料を提供しなくてはならない。調査し収集した証拠材料が副本又は複製である場合、調査記録においてその供給源と証拠調査状況を説明しなければならない；国家秘密、商業秘密に関する場合、調査職員は機密を保持しなければならない。

第十八条 市知識産権局は当事者の申立又は案件の状況の必要性によって、関連単位に技術鑑定を依頼できる。鑑定機構については当事者双方により協議して確定するが、合意に至らない場合には、市知識産権局が指定し且つ当事者の承諾を得る。鑑定費用は、鑑定を必要とする事項に対して挙証責任を負う当事者が先に納付する。

第十九条 発明又は実用新案特許権の保護範囲は、その権利請求項に記載した技術特徴によって確定された範囲を基準とし、当該技術特徴と均等の特徴によって確定された範囲も含める。

均等特徴とは、記載した技術特徴とほぼ同一の手段によりほぼ同一の機能を実現させ、ほぼ同一の効果をもたらす、且つ当該分野の一般技術者の創造的活動を経なくとも連想できる特徴を指す。均等特徴を主張する当事者はその挙証責任を負う。

意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該意匠特許製品を基準とし、当該特許製品の意匠と同一又は類似するものを含む。同一又は類似する意匠とは、物品も考案も同一又は類似することを指す。

第二十条 専利権侵害の処理時効は 2 年間とし、専利権者又は利害関係者が侵害行為を知った日から起算する。

第二十一条 市知識産権局は専利権侵害紛争の処理にあたって、事実解明と責任の明確化を基にまず調停を行い、各当事者の相互了解による合意を促す。合意内容は国家の法律に違反してはならない。

第二十二条 市知識産権局の調停によって合意に至った場合、調停書を作成しなければならない。調停書は当事者双方が署名または捺印した後に発効し、且つ市知識産権局で登記する。

第二十三条 当事者が調停もしくは和解協議に達し、又は申請者が要請を撤回したものを除き、市知識産権局は権利侵害行為が成立すると認定した場合、処理決定書を作成し、侵害者に侵害行為の差し止めを命じなければならない。被申請者は当該処理決定に不服な場合には、処理決定書を受領した日から 15 日間以内に、市中級人

民法院に行政訴訟を提起できる；期限満了になっても提訴せず、また侵害行為を停止しない場合、市知識産権局は人民法院に強制執行を要請することができる。

市知識産権局は権利侵害が成立しないと認定した場合、書面で当事者に通知しなければならない。申請者は『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき人民法院に民事訴訟を提起できる。

第二十四条 市知識産権局は専利権侵害紛争の処理において、郵送、直接送付等の方式で書類を送達できる。上述の方式による送達ができない場合、公示送達する。公示した日より六十日間後に、送達したとみなされる。

### **第三章 専利紛争の調停**

第二十五条 市、区(県)知識産権局は当事者の要請に応じて、以下の専利紛争に対して調停を行うことができる。

- 一、 専利権侵害に関する紛争
- 二、 専利権侵害の賠償額に関する紛争；
- 三、 発明者、考案者の資格に関する紛争；
- 四、 職務発明の発明者、考案者の奨励と報酬に関する紛争；
- 五、 発明専利の出願が公開された後、専利権が付与される前において、発明を実施し適切な費用を支払わないために生じた紛争。

前項第二号に記載した専利権侵害の賠償額に関する紛争について、専利権者が単独に行政調停を申し立てた場合、既に発効した侵害行為の成立を確認した行政処理決定書副本を同時に提出しなければならない；前項第五号に記載した専利紛争の調停を申請する場合には、専利権が付与された後に申し立てるものとする。

市知識産権局は、専利出願権と専利権帰属に関する紛争を調停できる。

第二十六条 前条第一項に記載した紛争については主に被申請者所在地の区(県)知識産権局が調停する。

2つ以上の区(県)知識産権局が管轄権を有する専利紛争案件については、先に受理した区(県)の知識産権局が調停する。

管轄権について争議がある場合、市知識産権局が管轄を指定する。

申請者が本市以外の公民、法人又はその他の組織である場合の専利紛争及び当事者が正当な理由によって市知識産権局に調停を申請した紛争については、市知識産権局が調停する。

第二十七条 市、区(県)知識産権局に専利紛争の調停を申請した場合、申請書と専利書類又は専利出願公開書類等関連証拠を提出し、且つ被申請者の数量に対応して申請書副本と証拠のコピーを提供しなければならない。

第二十八条 市、区(県)知識産権局は、調停申請書と関連証拠材料を受領した後、5 日間以内に要請書副本と関連材料を直接に被要請人に送付し、且つ受領した日より 15 日間以内に書面によって調停を希望するか否かの回答を行うよう要求する。

第二十九条 被申請者が調停を希望する旨記載した場合、市、区(県)知識産権局は 5 日間以内に案件登記し、且つ案件登記日より 5 日間以内に要請人と被要請人に調停の時間と場所を通知しなければならない。

被要請人が期限を超えても書面回答を提出せず、又は書面回答に調停を希望しないと示した場合、市、区(県)知識産権局は案件登記せず、且つ 5 日間以内に書面で要請人に通知する。

第三十条 知識産権局は専利紛争の調停において関連単位又は個人に協力を要請できる。要請された単位又は個人は、調停に協力しなければならない。

第三十一条 当事者が調停を経て合意に至った場合、調停協議書を作成し、当事者双方が署名もしくは捺印した後、調停事項を受理した知識産権局に登記させなければならない;合意に至らない場合、当該知識産権局は案件取り消しの方式で終結し、且つ書面で当事者双方に通知する。

第三十二条 専利出願権又は専利権の帰属紛争のため調停を要請する場合、当事者は市知識産権局の受理通知書を以って国家知識産権局に、当該専利の出願もしくは専利権の関連手続きの中断を申請できる。

調停によって合意に至った場合、当事者は調停協議書を以って国家知識産権局に手続き再開の申し立てを行わなければならない;合意に至らない場合、当事者は当該案件を受理した知識産権局より発行された案件取消通知書を以って国家知識産権局に手続き再開申し立てを行わなければならない。